

※料金の記載のないものは無料。

防災行政無線無料テレホンサービス

防災行政無線が聞き取れなかったとき…
Tel 0120-99-6907 (通話料無料)

防災ラジオ申請はお済みですか？

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。
☎防災危機管理課 Tel 23-7284

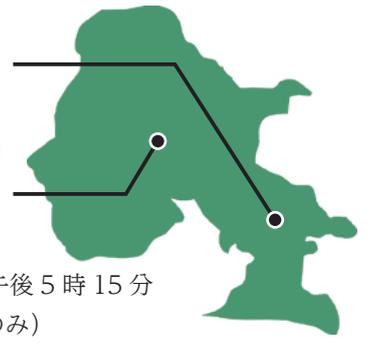
☎石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)

〒315-8640
石岡市石岡一丁目1番地1

☎八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)

〒315-0195
石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☎～☎ 午前8時30分～午後5時15分
※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



くらし・手続き

マル福受給者証の更新

ひとり親家庭・重度心身障がい者

▼7月からひとり親家庭、重度心身障がい者の「医療福祉費受給者証」が新しくなります(妊産婦・小児は除く)。新しい受給者証は6月下旬に郵送します。

ただし、受給者証の交付には所得の確認が必要です。令和2年分(令和2年1月1日から12月31日までの収入)の申告をしていない人は、早めに申告してください。

※1月2日以降に転入した人は、1月1日現在に住所があった市町村の課税証明書(所得金額、扶養人数の記載のあるもの)または、非課税証明書を持参してください。
☎保険年金課
Tel 23・7318

4～6月分

紙おむつ購入費助成

▼ねたきり高齢者などの紙おむつ購入費を一部助成します。

対象者/次の項目すべてに該当

家庭用蓄電システム設置補助金



▶個人住宅に設置された太陽光発電設備と接続する蓄電システムを新たに設置される人に、経費の一部を補助します。補助の対象となるのは、蓄電システム本体・付属品の購入費および設置工事費です。
※接続される太陽光発電設備は、既設・新設は問いませんが、発電出力10kW未満のものに限ります。なお、**太陽光発電設備は補助対象外**です。
※年度内に設置および手続きを完了する必要があります。

補助額：50,000円/件(予算額に達し次第終了)
申請方法：設置前に申請書および必要書類を生活環境課へ提出。
詳しくはお問い合わせください。

☎生活環境課 Tel 23-7301

当する人

- ①市内在住・在宅(グループホームやケアハウスで生活している人を含む)
- ※月の20日以上を在宅以外で過ごす場合は対象外

- ②今年度住民税が非課税世帯
- ③介護保険で要介護1以上に認定されている人※要介護1～3の場合はさらに要件あり。詳しくは市HPを確認またはお問い合わせください。



助成対象商品/紙おむつ・尿と

空き地の適正管理を

お願いします

▼空き地に雑草などが生い茂ると害虫の発生や、不法投棄の原因になります。また、防犯上の観点からも、好ましくありません。

土地の所有者は、定期的に見回りや除草を行うなど、快適な生活環境づくりにご協力ください。

☎生活環境課

Tel 23・7301

☎高齢福祉課

Tel 23・7326

※掲載している情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。

木造住宅耐震診断受けませんか

▶市内に存する昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震状況を診断する費用の一部を補助します。この耐震診断を受けると、来年度以降、耐震計画や工事の補助が受けられます。

費用／2,000円と返信用切手代(84円)

対象者／住宅の所有者で、税の滞納のない人

定員／2戸

申請方法／申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添えて建築住宅指導課または支所道路建設課へ申請。申請書は窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。



申請期間／7月1日(困)～30日(罫)(延長あり)

※市役所が訪問や電話で耐震診断の勧誘を行うことはありませんのでご注意ください。

問本建築住宅指導課 Tel 23-5526



市営霊園を

ご使用中の皆さんへ

- ▼使用許可を受けた区画内は、使用者が管理をする必要があります。除草や清掃は使用者が責任を持って行ってください。
- また、次の場合には手続きが必要で、詳しくはお問い合わせください。
- ・納骨するとき
- ・使用者が死亡するなど、使

用者が変更になるとき

・使用者の住所・本籍・氏などが変更になるとき

・区画内の工事を行うとき(軽微な工事を除く)

霊園管理料について

▼霊園管理料は共有部分の管理のために使います。納期限までに必ず納付してください。

令和3年度の納期限(口座振替日)は6月30日(困)です。

問本生活環境課

Tel 23・7301

道路後退用地の受け入れを行っています

▼狭あい道路(セットバックが必要な道路)に接する土地で建築物を建築する場合、道路の中心から2m後退する必要があります。市では、道路後退用地の分筆測量や塀などの撤去に対する助成制度を設け、後退用地の受け入れを行っています。

※分筆測量や塀などの撤去がすでに完了している場合は、補助対象外です。

分筆測量補助

後退用地の分筆測量に係る費用の2分の1、かつ20万円を限度に補助

既存塀等の撤去補助

後退用地内にある塀や植栽などの撤去費用を市が定める算定基準により補助

対象者／建築行為のある土地の所有者

申請方法／協議書に必要な事項を記入の上、関係書類と共に申請。

協議書の様式やその他条件など詳しくは市ホームページを確認またはお問い合わせください。

問本建築住宅指導課

Tel 23・5526



工事が完了したら必ず完了検査を

▼都市計画法第29条の規定に基づき開発許可を受けた人は、工事が完了したときに、必ず市長に完了届を提

出し、完了検査を受ける必要があります。検査済証の交付を受けていないと、将来、増改築などの手続きを行う際に支障が生じることがありますので、ご注意ください。

問本建築住宅指導課

Tel 23・5526

これからの人生のために「私の未来ノート」



▼「私の未来ノート」は、自分の人生を振り返り、思い出を残し、そして家族や友人などへのメッセージとともに託すことができる手段のひとつです。

地域包括支援センターや本庁・支所などの窓口で無料配布するほか、ダウンロードも可能です。

問地域包括支援センター

Tel 35・1127



くわいし・手続き

募 集

講座・教室

相 談

談 話

おしらせ

健 康

イベント・催し